

○鹿角市低入札価格調査制度運用要領

平成13年 6 月 1 日訓令第32号

最終改正

令和 4 年 3 月 29 日

鹿角市低入札価格調査制度運用要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年訓令第31号。以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9.2を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

(1) 直接工事費 10分の9.7

(2) 共通仮設費 10分の9

(3) 現場管理費 10分の9

(4) 一般管理費等 10分の6.8

2 工事の性質上前項の規定により難しい場合は、前項の規定にかかわらず、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約権者が定める割合を乗じて得た額を調査基準価格とする。

3 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。

4 調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書にその価格を記載するものとする。

(入札の執行)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であつた場合には、当該入札に参加した全ての入札者に対して「保留」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項及び同令第167条の13の規定により、落札者（落札候補者）は後日決定する。」旨を告げて入札を終了する。

(数値的判断基準による判定)

第4条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了した場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した全ての者について、入札時に提出した内訳書を審査し、当該内訳書に記載された次の表の左欄に掲げる費目の価格が図表右欄の定める基準のいずれかに満たない場合は、当該入札者を失格と判定するものとする。

工事費目	数値的判断基準
直接工事費	設計額の直接工事費の100分の80に相当する額
共通仮設費	設計額の共通仮設費の100分の80に相当する額

現場管理費	設計額の現場管理費の100分の70に相当する額
一般管理費等	設計額の一般管理費の100分の30に相当する額

2 入札執行者は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みをした者に対し、調査を行うものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）とするものとする。

（調査の実施）

第5条 要綱第3条の規定により入札執行者が行う調査は、最低入札価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる内容について、当該最低価格入札者への資料提出請求（様式第1号）やヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法により行うものとする。

（1） 当該価格で入札した理由

（2） 工事費内訳書 設計図書で定められている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等

（3） 手持工事の状況 技術者が適正に配置されることが見込まれること。

（4） 手持資材の状況及び資材購入の予定 必要な資材が確保されることが見込まれること。

（5） 手持機械の状況及び機械リース等の予定 必要な機械が確保されることが見込まれること。

（6） 労務者の供給見通し 労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

（7） 下請負の予定者及び金額 下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

（8） 建設副産物の搬出予定 建設副産物の搬出計画が適切であること。

（9） 予定工程表 適切な施工が見込まれる工程となっていること。

（10） 過去に施工した公共工事の状況 過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

（11） 経営状況 経営状況に問題がないこと。

（12） 信用状況 建設業法（昭和24年法律第100号）違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

（13） その他特に必要と認められる事項

2 入札執行者は、必要に応じて専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

3 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第2号）を作成するものとする。

（低入札価格調査の報告）

第6条 入札執行者は、調査結果を前条第3項に規定する低入札価格調査表により、入札審査会（以下「審査会」という。）に報告し、審議を得るものとする。

2 審査会は、専門知識を有する等の複数の第三者を加えて審議することができるものとする。

（関係者への通知）

第7条 入札執行者は、最低価格入札者の入札価格によって、その者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者等として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、最低入札価格者に次いで低い価格をもって入札した者を落札者等として決定したときは、様式第3号によりその者に対して落札者等として決定した旨を通知し、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者等としない旨を通知し、様式第6号により他の入札者全員に対して落札者等を決定した旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を落札者等として決定したときは、様式第5号によりその者に対して落札者等として決定した旨を通知し、様式第4号により調査基準価格を下回る価格で入札した者に対して落札者等としない旨を通知し、様式第6号により他の入札者全員に対して落札者等を決定した旨を通知するものとする。

4 入札執行者は、低入札価格調査において落札者等が決定しなかったときは、様式第7号により再入札の執行を通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 低入札価格調査制度に関して、現場説明書、入札公告及び指名通知等に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定すること。

(2) 第3条の規定により入札を終了すること。

(3) 最低価格入札者であっても必ずしも落札者等とならない場合があり、入札参加者はその決定に服するものとする。

(低入札価格調査結果の公表)

第9条 市長は、低入札価格調査終了後、様式第2号を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札を執行する課において、閲覧方式とし、閲覧時間は、市の執務時間内とする。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行し、同日以降の起工から適用するものとする。

(略)

附 則 (令和4年3月29日)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

号
年 月 日

様

鹿角市長 ㊟

建設工事の入札における低入札価格調査について

次の工事に係る入札において、あなたの入札価格が調査基準価格を下回っておりましたので、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱第 3 条の規定により低入札価格調査を行いますので、鹿角市低入札価格調査制度運用要領第 5 条の規定により下記の資料を提出してください。

1. 工 事 名	
2. 資 料 提 出 期 限	年 月 日
3. 資料内容聴取日時	日時 年 月 日 時
	場所

記

1. 入札価格の理由及び入札価格の見積内訳明細書

2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 第1次下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去3年以内に施工した公共工事の工事名、発注者及び工事成績（評定を行っている場合）
10. 経営内容（過去2年の決算報告及び取扱金融機関名）

様式第 2 号

低 入 札 価 格 調 査 表

入 札 執 行 課		調査担当責任者職氏名	
工 事 名		工事場所	
調 査 対 象 者 名			
1. 入札価格（税抜）	千円（対入札比較価格 %）		
2. 調査基準価格等 （税抜）	調査基準価格	千円（対入札比較価格 %）	
	入札比較価格	千円	
3. 工 事 概 要			
4. 調 査 事 項	調 査 結 果 の 概 要		
(1) 当該価格で入札した理由			
(2) 工事費内訳書			
(3) 手持工事の状況			
(4) 手持資材の状況及び 資材購入の予定			
(5) 手持機械の状況及び 機械リース等の予定			
(6) 労務者の供給見通し			
(7) 下請負の予定者及び 金額			
(8) 建設副産物の搬出予 定			
(9) 予定工程表			
(10) 過去に施工した公共 工事の状況			
(11) 経営状況			
(12) 信用状態			
(13) その他特に必要と認 められる事項			
総 合 意 見			

号

年 月 日

様

鹿角市長

㊟

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日入札に付した下記の工事について、落札の決定を保留しておりましたが、あなたの入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、あなたを落札者（落札候補者）とすることに決定いたしましたので通知します。

記

1. 工 事 名	
2. 工 事 場 所	鹿角市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

号

年 月 日

様

鹿角市長

㊟

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日入札に付した下記の工事について、落札の決定を保留しておりましたが、あなたの入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、あなたの入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者（落札候補者）としないことと決定いたしましたので通知します。

なお、 を落札者（落札候補者）といたしましたのでお知らせします。

記

1. 工 事 名	
2. 工 事 場 所	鹿角市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

様

鹿角市長

印

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日入札に付した下記の工事について、落札の決定を保留しておりましたが、調査基準価格を下回る入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められましたので、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者であるあなたを落札者（落札候補者）とすることに決定しましたので通知します。

記

1. 工 事 名	
2. 工 事 場 所	鹿角市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

号
年 月 日

様

鹿角市長 印

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日入札に付した下記の工事について、落札の決定を保留しておりましたが、
を落札者（落札候補者）とすることに決定いたしましたので通知します。

記

1. 工 事 名	
2. 工 事 場 所	鹿角市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

号
年 月 日

様

鹿角市長 ㊟

再 入 札 通 知 書

年 月 日入札に付した下記の工事について、落札の決定を保留しておりましたが、
低入札価格調査の結果調査対象となっていた者が失格となり、下記のとおり再入札を実施します
ので通知いたします。

記

1. 工 事 名	
2. 工 事 場 所	鹿角市
3. 工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
4. 再 入 札	日時 年 月 日～ 年 月 日
	場所